

新型コロナウイルス感染症対策 リフォーム補助事業

補助金活用

でコロナ禍でも快適なおうちへ

問い合わせ 建築住宅課 28-6183 FAX 28-6189

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、個人の住宅における次のリフォーム工事について、その経費の一部を補助します。事前相談は随時受け付けていますので、お気軽にお問い合わせください。

補助対象工事	補助金の単価 (1カ所あたり)
①鋼製で設置工事の伴う宅配ボックスを新設する工事	20,000円
②モニターが付いていないインターホンをモニター付きインターホンに交換する工事	24,000円
③タッチレスではない水栓器具をタッチレス水栓器具に交換する工事	18,000円
④玄関脇手洗い器を新設する工事	60,000円
⑤自動開閉しない便座を自動開閉式便座に交換する工事	43,000円
⑥抗ウイルス機能のある手摺を新設または交換する工事 ※廊下や階段などに4m以上の連続する手摺を施工する場合	3,000円 ※6,000円
⑦居室の換気のため換気設備を新設する工事	5,000円
⑧窓を新設する工事	36,000円
⑨採風式でない玄関ドアを採風式玄関ドアに交換する工事	107,000円
⑩タッチレス(自動開閉するもの)でない玄関ドアをタッチレス玄関ドアに交換する工事	79,000円

申請期間

12/1(水) 9時～受付開始(土・日・祝日・年末年始を除く)
※予算(1,000万円)が無くなりしだい終了

申請先

建築住宅課(消防防災センター5階)

補助対象者

- 市税等を滞納していない人
- 市内にリフォーム対象の住宅を所有し、居住している人
※所有者には、所有者の親もしくは子または所有者の配偶者もしくは配偶者の親を含みます
- 暴力団員などでない人

補助対象住宅

- 住宅、併用住宅、マンションなど区分所有の共同住宅
※マンションなどの共同住宅は個人専有部分、店舗などの併用住宅は個人住宅部分のリフォームに限ります
賃借している共同住宅、長屋については補助の対象となりません

注意事項

- この補助金を申請できるのは、1つの住宅につき1回のみです
- 他の補助制度と重複はできません
- 交付決定前の契約及び工事着手は、補助の対象となりません
- 年度内に工事が完了し、完了実績報告書を提出できるものが対象となります
- 補助を受けるにあたり、一定の工事資格を持つ工業者が補助対象工事を行う必要があります
- ※詳しくは、市ホームページをご覧ください

補助金の額の合計
最大 15万円

- ※工種ごとに定額の補助金を交付します
- ※補助金の額の合計が、5万円以上となるものが補助対象となります

